

令和2年度 特別支援教育就学奨励費について

日南市では、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者へ学用品購入費や学校給食費などを国が定める基準に基づき支給する事業を行っています。

奨励費の対象者について

日南市立小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者であり、その世帯の収入額に対する需要額（生活保護法による保護基準の例により測定）の割合に応じた支給対象費目及び金額を算定します。

ただし、日南市要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定を受けている就学援助費の受給者については、対象外となります（重複して支給を受けることはできません）。

準要保護の申請書類等については、就学時健診時に配付しています。未申請等ご不明な場合は、お問い合わせください。

奨励費の種類

学校給食費、通学費、交流学习交通費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費等

支給対象費目及び金額については、特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校）国庫補助対象限度額等一覧の定めによる費目及び金額

学用品・通学用品購入費の支給について

「学用品・通学用品購入費」は、購入実績に応じて支給されます。（上限額あり）

【支給上限額（年額）】 この支給額は、令和元年度のものです。

保護者実費（購入実績）が小学校 11,520 円、中学校 22,510 円以上の場合、
「学用品・通学用品購入費支給額」小学校 5,760 円 中学校 11,255 円

保護者実費（購入実績）が小学校 11,520 円、中学校 22,510 円未満の場合、
「学用品・通学用品購入費支給額」その実費の 1/2 の額

学用品購入費とは、児童生徒が学校で通常必要とする学用品費の購入額。（全学年対象）

例えば・・・名札、筆記用具、筆箱、ノート、水筒、上履き、体育用靴、体操着、辞書類、ゼッケン、スクール水着、エプロン、リコーダー、絵の具、学校で一括購入する教材等

通学用品購入費とは、児童生徒が通学のために通常必要とする通学用品の購入額。

（小・中新1年生を除く全学年対象）

例えば・・・通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等

【ご注意ください】

学用品・通学用品費の奨励費を受給するには、購入した際の領収書等の提出が必要です。

領収書には、あて名（保護者又は児童生徒の氏名）と品名（複数あるときはすべてのものの品名）日付を必ず書いてもらうようにしてください。

他の費目（新入学児童生徒学用品・通学用品費等）については、領収書等の提出は、不要です。

学校で一括購入した教材等につきましては、領収書等の提出は、必要ありません。奨励費の申請までには、期間がありますので、領収書等は、大切に保管しておいてください。

学用品・通学用品購入費は、令和2年3月～令和3年2月末までに購入されたものが対象となります。

奨励費の申請方法

- | | |
|------------|--|
| 6月 | 学校から保護者へ特別支援奨励費認定のための必要書類提出依頼
所得証明等提出 |
| 8月 | 市教育委員会で認定区分審査。各学校へ通知 |
| 9月 | 学校から保護者に必要書類提出依頼
学用品・通学用品購入の領収書等を学校に提出 |
| 10月 | 第1回目支給予定（1学期分）
提出された領収書等については、学期に関係なく上限額の範囲内で支給 |
| 1月 | 第2回目支給予定（2学期分） |
| 2月 | 学校から保護者に必要書類提出依頼
以前提出した領収書等以降に購入された学用品・通学用品購入の領収書 |
| 3月 | 第3回目支給予定（3学期分）
提出された領収書等については、学期に関係なく上限額の範囲内で支給 |

この時期まで
領収書等は大切に保
管をお願いします